

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	2025年 9 月26日	
【会社名】	株式会社ライオン事務器	
【英訳名】	LION OFFICE PRODUCTS CORP.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 俊泰	
【本店の所在の場所】	大阪府東大阪市長田中三丁目 5 番44号	
【電話番号】	06(6747)5681（代表）	
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 財務部長 森 貴文	
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区東中野二丁目 6 番11号	
【電話番号】	03(3369)1111（代表）	
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 財務部長 森 貴文	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	266,599,355円
	売出金額	
	（引受人の買取引受による売出し）	
	ブックビルディング方式による売出し	583,562,700円
	（オーバーアロットメントによる売出し）	
	ブックビルディング方式による売出し	135,018,900円
	（注） 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。	
【縦覧に供する場所】	株式会社ライオン事務器本社 （東京都中野区東中野二丁目 6 番11号）	

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年9月5日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,500,700株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2025年9月25日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し3,405,600株（引受人の買取引受による売出し2,765,700株・オーバーアロットメントによる売出し639,900株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4．親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - （2）ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - （1）新規発行による手取金の額
 - （2）手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）

募集又は売出しに関する特別記載事項

- 2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について
- 3．ロックアップについて
- 4．親引け先への販売について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	1,500,700(注)2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

(注)1. 2025年9月5日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2025年9月5日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数1,469,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数31,700株の合計であります。したがって、本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、発行数については、2025年9月25日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

4. 上記とは別に、2025年9月5日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式639,900株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	1,500,700(注)2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

(注)1. 2025年9月5日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2025年9月5日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数1,469,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数31,700株の合計であります。したがって、本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

4. 上記とは別に、2025年9月5日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式639,900株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

（訂正前）

2025年10月6日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2025年9月25日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分		発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集		-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集		-	-	-
ブックビルディング方式	新株式発行	1,469,000	260,967,850	141,229,660
	自己株式の処分	31,700	5,631,505	-
計（総発行株式）		1,500,700	266,599,355	141,229,660

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2025年9月5日開催の取締役会決議に基づき、2025年10月6日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、本募集による自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（209円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は313,646,300円となります。

6．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

（訂正後）

2025年10月6日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2025年9月25日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（177.65円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分		発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集		-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集		-	-	-
ブックビルディング方式	新株式発行	1,469,000	260,967,850	142,581,140
	自己株式の処分	31,700	5,631,505	-
計（総発行株式）		1,500,700	266,599,355	142,581,140

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2025年9月5日開催の取締役会決議に基づき、2025年10月6日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、本募集による自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

5．仮条件（209円～213円）の平均価格（211円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は316,647,700円となります。

6．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

（２）【ブックビルディング方式】

（訂正前）

発行価格 （円）	引受価額 （円）	払込金額 （円）	資本 組入額 （円）	申込株数 単位 （株）	申込期間	申込 証拠金 （円）	払込期日
未定 （注）１．	未定 （注）１．	未定 （注）２．	未定 （注）３．	100	自 2025年10月7日(火) 至 2025年10月10日(金)	未定 （注）４．	2025年10月14日(火)

（注）１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2025年9月25日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年10月6日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２．払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025年9月25日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「２ 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2025年10月6日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．資本組入額は、１株当たりの増加する資本金であります。なお、2025年9月5日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2025年10月6日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

４．申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

５．株式受渡期日は、2025年10月15日（水）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

６．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

７．申込み在先立ち、2025年9月29日から2025年10月3日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

８．引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	177.65	未定 (注) 3 .	100	自 2025年10月 7 日(火) 至 2025年10月10日(金)	未定 (注) 4 .	2025年10月14日(火)

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、209円以上213円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年10月 6 日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2 . 「 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(177.65円)及び2025年10月 6 日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2025年 9 月 5 日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2025年10月 6 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。
- 5 . 株式受渡期日は、2025年10月15日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 . 申込みに先立ち、2025年 9 月29日から2025年10月 3 日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 . 引受価額が会社法上の払込金額(177.65円)を下回る場合は本募集を中止いたします。

4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,500,700	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、2025年10月14日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	-	1,500,700	-

(注) 1. 引受株式数については2025年9月25日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2025年10月6日)に元引受契約を締結する予定であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,500,700	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、2025年10月14日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	-	1,500,700	-

(注) 上記引受人と発行価格決定日(2025年10月6日)に元引受契約を締結する予定であります。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
288,554,596	8,000,000	280,554,596

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（209円）を基礎として算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
291,315,884	8,000,000	283,315,884

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（209円～213円）の平均価格（211円）を基礎として算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額280,554千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限122,039千円と合わせた手取概算額合計上限402,594千円は、今後の運用コストの増加を抑え、かつ、将来のA I等を用いた営業活動支援の強化に資する当社基幹システムへの投資に、2026年9月期に275,176千円、2027年9月期に127,418千円を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期間までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

(訂正後)

上記の手取概算額283,315千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限123,217千円と合わせた手取概算額合計上限406,533千円は、今後の運用コストの増加を抑え、かつ、将来のA I等を用いた営業活動支援の強化に資する当社基幹システムへの投資に、2026年9月期に275,176千円、2027年9月期に131,357千円を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期間までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

（訂正前）

2025年10月6日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	2,765,700	578,031,300	東京都千代田区大手町一丁目5番5号 株式会社みずほ銀行 844,000株 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 株式会社三井住友銀行 390,000株 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 株式会社三菱UFJ銀行 300,000株 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号 損害保険ジャパン株式会社 250,000株 東京都港区虎ノ門四丁目3番20号 AIG損害保険株式会社 200,000株 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 150,000株 埼玉県志木市 細野 すみ子 103,000株 東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大樹生命保険株式会社 100,000株 石川県小松市工業団地一丁目72番地 小松ウオール工業株式会社 100,000株 埼玉県川越市 磯野 春代 90,000株 神奈川県相模原市 朝倉 健一 74,200株 奈良県橿原市 山本 志乃布 57,000株 大阪府高槻市 河原 弘 49,000株

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
				兵庫県西宮市 福井 務 48,500株
				奈良県奈良市 橋爪 正生 10,000株
計(総売出株式)	-	2,765,700	578,031,300	-

（注）１．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

- ２．「第１ 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- ３．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（209円）で算出した見込額であります。
- ４．売出数等については今後変更される可能性があります。
- ５．当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記売出数のうち、当社が指定する販売先（親引け先）への販売を要請する予定であります。指定する販売先（親引け先）・株式数・販売目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	販売目的
ライオン事務器社員持株会	取得金額31,178,060円に相当する株式数を上限	当社従業員への福利厚生のため
ライオン事務器役員持株会	取得金額19,162,210円に相当する株式数を上限	当社役員の経営へのコミットメントを強化するため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む）であります。

- ６．振替機関の名称及び住所は、「第１ 募集要項 １ 新規発行株式」の（注）３．に記載した振替機関と同一であります。
- ７．本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「３ 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４ 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- ８．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 ３．ロックアップについて」をご参照下さい。

（訂正後）

2025年10月6日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	2,765,700	583,562,700	東京都千代田区大手町一丁目5番5号 株式会社みずほ銀行 844,000株 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 株式会社三井住友銀行 390,000株 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 株式会社三菱UFJ銀行 300,000株 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号 損害保険ジャパン株式会社 250,000株 東京都港区虎ノ門四丁目3番20号 AIG損害保険株式会社 200,000株 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 150,000株 埼玉県志木市 細野 すみ子 103,000株 東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大樹生命保険株式会社 100,000株 石川県小松市工業団地一丁目72番地 小松ウオール工業株式会社 100,000株 埼玉県川越市 磯野 春代 90,000株 神奈川県相模原市 朝倉 健一 74,200株 奈良県橿原市 山本 志乃布 57,000株 大阪府高槻市 河原 弘 49,000株

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
				兵庫県西宮市 福井 務 48,500株 奈良県奈良市 橋爪 正生 10,000株
計(総売出株式)	-	2,765,700	583,562,700	-

（注）１．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

- 「第１ 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 売出価額の総額は、仮条件（209円～213円）の平均価格（211円）で算出した見込額であります。
- 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記売出数のうち、当社が指定する販売先（親引け先）への販売を要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 ４．親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、指定する販売先（親引け先）・株式数・販売目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	販売目的
ライオン事務器社員持株会	上限149,100株	当社従業員への福利厚生のため
ライオン事務器役員持株会	上限91,600株	当社役員の経営へのコミットメントを強化するため

上記株式数は、取得金額合計の上限として要請した金額を仮条件の下限価格により除して算出した見込みの株式数（100株未満切捨て）であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む）であります。

- 振替機関の名称及び住所は、「第１ 募集要項 １ 新規発行株式」の（注）３．に記載した振替機関と同一であります。
- 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「３ 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４ 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 ３．ロックアップについて」をご参照下さい。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

（訂正前）

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	639,900	<u>133,739,100</u>	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 639,900株
計(総売出株式)	-	639,900	<u>133,739,100</u>	-

- （注）1．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
- 2．オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2025年9月5日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式639,900株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4．「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（209円）で算出した見込額であります。
- 6．振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3．に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	639,900	<u>135,018,900</u>	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 639,900株
計(総売出株式)	-	639,900	<u>135,018,900</u>	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2025年9月5日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式639,900株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件（209円～213円）の平均価格（211円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社大塚商会（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年9月5日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式639,900株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 639,900株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1 .
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2 .
(4)	払込期日	2025年11月12日（水）

(注) 1 . 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2025年9月25日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2 . 割当価格は、2025年10月6日に決定される予定の「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分の引受価額と同一とする予定であります。

(以下省略)

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社大塚商会（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年9月5日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式639,900株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 639,900株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき177.65円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	2025年11月12日（水）

(注) 割当価格は、2025年10月6日に決定される予定の「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1 . の全文及び2 . の番号削除

(以下省略)

3. ロックアップについて

（訂正前）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主かつ貸株人である株式会社大塚商会、売出人かつ当社株主である福井務及び橋爪正生、当社株主かつ新株予約権者である清野宏、鎌田龍雄、島徹、茶谷英二及び当社従業員8名、当社新株予約権者である高橋俊泰、大庭忠良及び当社従業員2名、並びに当社株主である福井資、福井靖、勝又祐一郎、寺西八、日本生命保険相互会社、ゼネラルホールディングス株式会社、福井夏樹、小野瑞穂、福井麻里、福井繁、福井淳二、福井千賀子、勝又規雄、福井律子、山田隆、三進金属工業株式会社、株式会社ナイキ、ナカバヤシ株式会社、磯田國範、森下泰男、株式会社エコー、森義隆、田中肇、須坂和晃、勝又政子、酒井康隆、田中等、高谷洋介、株式会社明光商会、株式会社クオリ、新生紙パルプ商事株式会社、株式会社杉村倉庫、ダイシン工業株式会社、トヨセット株式会社、日本紙パルプ商事株式会社、吉川化成株式会社、ライオン事務器社員持株会、ライオン事務器役員持株会及び当社元従業員1名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2026年4月12日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025年9月5日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

（訂正後）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主かつ貸株人である株式会社大塚商会、売出人かつ当社株主である福井務及び橋爪正生、当社株主かつ新株予約権者である清野宏、鎌田龍雄、島徹、茶谷英二及び当社従業員11名、当社新株予約権者である高橋俊泰、大庭忠良及び当社従業員281名、並びに当社株主である福井資、福井靖、勝又祐一郎、寺西八、日本生命保険相互会社、ゼネラルホールディングス株式会社、福井夏樹、小野瑞穂、福井麻里、福井繁、福井淳二、福井千賀子、勝又規雄、福井律子、山田隆、三進金属工業株式会社、株式会社ナイキ、ナカバヤシ株式会社、磯田國範、森下泰男、株式会社エコー、森義隆、田中肇、須坂和晃、勝又政子、酒井康隆、田中等、高谷洋介、株式会社明光商会、株式会社クオリ、新生紙パルプ商事株式会社、株式会社杉村倉庫、ダイシン工業株式会社、トヨセット株式会社、日本紙パルプ商事株式会社、吉川化成株式会社、米田俊朗、久堀好之、ライオン事務器社員持株会、ライオン事務器役員持株会、当社従業員1名及び当社元従業員1名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2026年4月12日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025年9月5日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2026年4月12日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

（訂正前）
記載なし

（訂正後）

4．親引け先への販売について

（１）親引け先の状況等

（ライオン事務器社員持株会）

a．親引け先の概要	ライオン事務器社員持株会（理事長　水落　正美） 東京都中野区東中野二丁目６番11号
b．当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c．親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d．親引けしようとする株式の数	未定（「第２　売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、149,100株を上限として、2025年10月６日（売出価格決定日）に決定される予定。）
e．株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f．払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立資金の存在を確認しております。
g．親引け先の実態	当社の従業員で構成する従業員持株会であります。

（ライオン事務器役員持株会）

a．親引け先の概要	ライオン事務器役員持株会（理事長　鎌田　龍雄） 東京都中野区東中野二丁目６番11号
b．当社と親引け先との関係	当社の役員持株会であります。
c．親引け先の選定理由	役員の経営へのコミットメントを強化するためであります。
d．親引けしようとする株式の数	未定（「第２　売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、91,600株を上限として、2025年10月６日（売出価格決定日）に決定される予定。）
e．株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f．払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、役員持株会における積立資金の存在を確認しております。
g．親引け先の実態	当社の役員で構成する役員持株会であります。

（２）株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「３．ロックアップについて」をご参照下さい。

（３）販売条件に関する事項

販売価格は、売出価格決定日（2025年10月６日）に決定される予定の「第２　売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式の売出価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号	12,000,000	36.85	12,000,000	35.23
福井 資	兵庫県西宮市	1,372,525	4.22	1,372,525	4.03
福井 靖	千葉県船橋市	1,192,825	3.66	1,192,825	3.50
福井 務	兵庫県西宮市	1,098,550	3.37	1,050,050	3.08
ライオン事務器社員持株会	東京都中野区東中野二丁目6番11号	633,800	1.95	782,900	2.30
勝又 祐一郎	静岡県裾野市	400,500	1.23	400,500	1.18
寺西 八	大阪府東大阪市	364,150	1.12	364,150	1.07
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	332,500	1.02	332,500	0.98
高橋 俊泰	―	320,000 (320,000)	0.98 (0.98)	320,000 (320,000)	0.94 (0.94)
清野 宏	―	320,000 (280,000)	0.98 (0.86)	320,000 (280,000)	0.94 (0.82)
計	―	18,034,850 (600,000)	55.39 (1.84)	18,135,450 (600,000)	53.24 (1.76)

(注) 1 . 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2025年9月5日現在のものです。

2 . 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2025年9月5日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(ライオン事務器社員持株会149,100株、ライオン事務器役員持株会91,600株を上限として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3 . 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4 . () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。